平成２１年（フ）第１２２１号
京都市西京区大枝塚原町２番地の92
破産者　株式会社近代住研
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６６９４号
大阪市東成区玉津３丁目13番９号、開始決定時の住所大阪市天王寺区上本町６丁目３番31―1512号
破産者　久留島悦子
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０８号
大阪市北区梅田１丁目12番６号
破産者　有限会社アーチン
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９４号
主たる事業所神戸市中央区港島中町６丁目１番地、商業登記簿上の本店大阪市中央区高麗橋２丁目２番７号
破産者　シー・エイチ・エム株式会社
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３７号
岡山市東区金田521番地１
破産者　矢吹　建二
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２３号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地の136
破産者　有限会社井手工業所
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６２４号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地の136
破産者　株式会社アイ・ディ・イー
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第６２３号
山形県寒河江市末広町４番43号
破産者　株式会社シブヤ
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０５号
山形県天童市東久野本２丁目12番20号、申立時の本店山形県天童市大字久野本1780番地の３
破産者　有限会社矢萩架設
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第２３３０号
東京都品川区西大井４丁目11―７
破産者　佐藤　賢治
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２７８号
東京都昭島市緑町４丁目23番16号レジデンス・ヒロ６号、破産手続開始決定時の住所東京都昭島市緑町２丁目26番23号
破産者　大川　淳也
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１３９号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目29番17号
破産者　平和海運株式会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１４０号
破産手続開始決定時の住所神奈川県横須賀市武４丁目12番８号
破産者　被相続人岡照彦相続財産（破産手続開始決定時岡照彦）
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７１７号
横浜市泉区領家３丁目２番地４―202号
破産者　有限会社ジェイ・フォーリッチ
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３５号
横浜市中区石川町１丁目54番地３号
破産者　イ・シス株式会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８１号
大阪府岸和田市包近町414番地の５
破産者　ＳＰＡＫＩＷＡこと　今西　亮博
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２２号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見675番地の31、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉佐野市笠松１丁目７番42号
破産者　玉置開発株式会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第３１１号
鳥取県倉吉市東昭和町30番地
破産者　株式会社ヒグチ部品店
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３１２号
鳥取県倉吉市東昭和町30番地
破産者　中部自動車有限会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９２号
山口県下関市秋根西町２丁目２番13号
破産者　株式会社日本再資源化研究所
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
愛媛県西宇和郡伊方町高浦1064番地
破産者　有限会社永井工業
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
東京都千代田区岩本町２丁目７番６号
破産者　株式会社エー・シー・イー
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所